

さいたま市自治基本条例検討委員会  
第7回会議 議会・行政部会検討の記録

日時	平成 22 年 11 月 2 日(火) 18:45～21:20
場所	さいたま市役所地下 1 階第 1 会議室
参加者 敬称略	〔委員等〕 計 7 名 歌川 光一 / 高橋 直郁 / 中田 了介 / 湯浅 慶 / 染谷 義一 / 福島 康仁 / 堀越 栄子(オブザーバー(東委員代理)) (欠席者:東 一邦 / 遠藤 佳菜恵 / 三宅 雄彦 / 渡邊 初江) 〔事務局:さいたま市〕 計 4 名 企画調整課主幹 松本 孝 / 企画調整課総合振興計画係主査 松尾 真介 / 総合振興計画係主査 島倉 晋弥 / 企画調整課企画係主任 清水 慶久 〔地域総合計画研究所〕 計 1 名 森井緑朗 〔傍聴者〕 1 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	(1)自治基本条例について(各テーマの検討) (2)市長との意見交換の方法等について <p style="text-align: right;">[ 公開 ]</p>
配付資料	次第 資料1 市長との意見交換の進行等(たたき台)
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

### (1) - 1 自治基本条例について 議会テーマ

【堀越オブザーバーから】

「検討シート」執筆のスタンス

- ・ 議会についての検討に当たって、議会と首長の2つの代表機関を通して自治を運営していくために、仕組みとしての市議会の問題、その問題解決のためにどうしたらよいか、また、さいたま市議会基本条例を尊重、活用し、市民も積極的に応えるとともに、市民の側から見て、「市民の議会」(議会基本条例第5章第17条～第21条)に記されている内容を含みつつ、さらにその内容を超えて足りないところは何か、具体的な方法を含めて必要なことは何か、の二つの視点に立って検討した。
- ・ 市民も、議会に対して、たとえば暮らしや地域の課題などに関する情報の提供、意見交換会への参加、条例制定活動についての協働、議会への傍聴など、積極的に応える必要があると考える。

「議会」の何が問題か-首長とも関連させて

- ・ 参考として、廣瀬克哉氏(法政大学法学部教授、自治体議会改革フォーラムよびかけ人代表)は、自治体議会の三つの問題を指摘している。

- ・ 「政治対行政の構図における議会政治の危機」として、複雑多岐にわたる現代の政策課題に取り組むためには「アマチュア」議員、議会だけでは不十分である。自治体議会には、首長部門の様な行政のプロ集団がいないので、できることが大幅に制約されている。私としては、この対応として、議会の調査研究機能の向上は可能か、そのための人的・資金的手当も可能なのか、といったことを考えた。
- ・ 「集権対分権の構図」における危機として、機関委任事務制度に象徴される中央集権体制のもとで長年培われてきた自治体の執行権優位体制と、その下での円滑な行政運営を最優先する運用の慣例が、分権一括法施行後 10 年経過した現在も根強く残っている問題がある。行政側の提案が否決されたり、修正されたりすると、議論をするのが当たり前のことなのに「議会が紛糾」したと表現される。
- ・ 「参加型民主主義と代表制民主主義の関係性をめぐる問題」として、討議と参加による市民自治の実現への期待に、二元代表制の政治制度がどのように対応していくのかをめぐって、議会の対応が遅れていることに起因する議会の危機がある。参加についても、これまで、もっぱら首長側が主導し、行政の政策立案過程や執行過程への参加の場で実現されてきたため、議会が取り残された形になっている。討議過程への参加の仕組み（公聴会や参考人）や、議題を市民側から提起する（請願、陳情）方法はあるが、それらを積極的に活用し、議会を、市民にも開かれた討議と参加の場としてきた議会はまれである。
- ・ 自治体議会の危機、問題として上記三点を廣瀬氏は指摘するが、議会は大切であり、自治の担い手として議会も頑張ってもらいたい。

#### 自治基本条例検討委員会で出された意見

- ・ これまでのこの検討委員会で議会に関して出された意見、課題などを、「議会」、「議員」、「議会への市民参加」として整理すると以下のようなものである。
- ・ 「議会」に関しては、市民に身近な議会、市民の意見を踏まえた意思決定、議会の報告義務、市民と議会による条例制定といったことである。
- ・ 「議員」に関しては、議員の意識改革、その具体的方法、地元意識と議員の選挙といったことである。
- ・ 「議会への市民参加」に関しては、市民が参加しやすい議会運営、市民と議会の対話、市民の意見を聞く場、議会における市民の発言権、議事テーマの事前公開といったことである。

#### 構成として

- ・ 求める議会や議員は、「市民に身近な議会に、市民の代表にふさわしい議員に、そして自治を進める議会・議員に」と提案したい。
- ・ 構成については、(案)では、(1)議会の役割・責務、(2)議員の役割・責務(人づくり)、(3)議会運営(議会への市民参加を含む)とあるが、構成の順番としては、選挙で選ばれた議員が議会を構成するという考え方で、「議員」を最初にしてもよいと思う。そのような例として「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」がある。

## (1)市議会の~~役割~~責務

たたき台

### 【条例案骨子】

- ・ 市議会は、その役割を十全に果たすため、市民の市政に対する関心と参加意欲を高めるとともに、議会に対する理解と信頼が向上するよう、議会の諸活動への市民参画を推進しなければならない。

### 【考え方・解説】

- ・ 議会は市民にとって、自治のためのとても重要な意思決定機関である。そうした役割を持つ2元代表制の一方である市議会を市民に身近なものとするために、一つは、議会の審議、政策立案能力を高めてほしい。2つは、議会活動に市民が参画する方法を市民とともに積極的に開拓してほしい。
- ・ 市民の議会とするため、市民と議会の関わりを強め、深める具体策は、さいたま市議会基本条例に記載されている。たとえば、
  - 市民の多様かつ広範な意見の把握、地域の課題の把握（市民との対話、議会報告会など）
  - 市民の視点を市の意思や政策に適切に反映（委員会の設置、市の政策の評価・公表も含む）
  - 市民の意見の調整
  - 議論の過程の積極的な公開、議会運営の透明性
  - 調査研究、市政に対する課題の的確な把握 等
- ・ ただし、その、具体的な方法が重要である。
- ・ また、市民と議会が協働する新たな課題（たとえば市民と議会による条例制定）を受け付ける窓口づくりなどにも積極的に挑戦してほしい。

### 【参考】さいたま市議会基本条例

#### （議会の責務）

第2条 議会は、市民の意見の把握と調整を図り、様々な解決の方策の中から市民福祉の向上と市の発展のための適切な選択をし、及び議論の過程を積極的に公開することに努めなければならない。

#### 第5章 市民の議会

#### （市民の参画）

第17条 議会は、市民の代表者で構成する機関であることを踏まえ、自ら行う政策の形成の過程において市民が参画できる機会の提供に努めなければならない。

### 【掘越オブザーバーから】

- ・ 市議会の「役割」は議決機関として既に決まったこととしてあるのだから、「役割」と言う言葉は不要であり、削除してもよいと思う。
- ・ 【条例案骨子】の冒頭、さいたま市議会なので「市議会は、・・・」と「市」をつける。以下、表現を統一する。
- ・ 【条例案骨子】全体について、議会の諸活動への市民参画の推進を前面に出すような表現に変更したい。

## (2)市議会議員の~~役割~~責務(人づくり)

たたき台

### 【条例案骨子】

- ・ 市議会議員は、市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、役割を十全に果たし、地方自治の発展に努めなければならない。
- ・ 市議会議員は、市民との対話を率先して行うとともに、市民全体の利益を行動の指針とし、その実現のための仕組みの開発を進めなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 市民のための議員とするための、市民と議員の関わりを考えたい。とりわけ、自ら発信できない・発信しない市民も含めて、多様な市民の意見を聴き、地域の実態を把握し、研鑽を重ね、目の前の問題の早急な解決および中長期的視点を持ち、さいたま市にとって適切な政策課題を掲げ、市民とともに実現してほしい。
- ・ 地元意識や選挙区、会派を超えて市民全体の利益を行動の指針とし、市政全体の観点からの確かな判断が望まれる。
- ・ 議会基本条例に、議員の活動が記載されているが、その具体化に向けた仕組みを、議員と市民が協力して開発する必要がある。

【参考】さいたま市議会基本条例

(議員の責務)

第3条 議員は、市民の代表者としての品位を保持し、能力の向上に努めるとともに、市民の意見を的確に把握し、広い視野から情報収集を行い、市民全体の利益を勘案して職務を行わなければならない。

【堀越オブザーバーから】

- ・ 議員の「役割」も議会と同じように、既に決まったこととしてあるので削除してもよい。「人づくり」も、表現として適切でないので削除してもよいと思う。
- ・ 【条例案骨子】は、まだ検討が充分行われていない。
- ・ 前回の部会で、議員は、選挙のことが頭の中にあり地元のことしか考えられない、市全体の観点に立って判断していないのでは？といった意見が出されたが、大事なことであり、【考え方・解説】に、「地元意識や選挙区、会派を超えて市民全体の利益を行動の指針とし、市政全体の観点からの確かな判断が望まれる。」と書いた。

(3) ひらかれた議会運営(議会への市民参加を含む)

たつき台

【条例案骨子】

- ・ 市議会は、会議前、会議中、会議後のすべてのプロセスへの市民の参画を図るとともに、会議を公開することにより、公正な討議を実現し、常に市民の理解と信頼を高めるよう努めなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 市民の議会とするための、議会運営について考えたい。ただし、議会運営といっても、議場の中あるいは会期中にとどまらない。たとえば、  
議題について：議事テーマの事前公開  
会期中：請願陳情の提案説明を可とする、市民の議論への参加・発言権の確保、議論と手続きのプロセスの透明化、公聴会、参考人、議事録公開、広報、報告(分かり易

い説明)

閉会中：報告（議案に対する賛否も含む・分かり易い説明）と意見交換会、政策・施策の監視・評価

### 【参考】さいたま市議会基本条例

#### 第5章 市民の議会

(市民の参画)

第17条 議会は、市民の代表者で構成する機関であることを踏まえ、自ら行う政策の形成の過程において市民が参画できる機会の提供に努めなければならない。

(広聴)

第18条 議会は、市政に関する課題に対する市民の意見を把握し、これを政策の適否の判断に当たった基礎とするため、広聴の充実に努めなければならない。

2 前項の目的を達成するため、議案の審議及び市長等の事務の調査等に当たっては、公聴会又は参考人の制度等を積極的に活用するものとする。

(傍聴等)

第19条 本会議及び委員会は、市民が主体的に市政に参画することができるよう、傍聴、インターネットの利用その他の方法で公開しなければならない。ただし、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広報)

第20条 議会は、市民が議会における決定の過程及び結果に関する情報を入手することができるよう、広報紙の発行、インターネットの利用その他の方法により広報の充実に努めなければならない。

(会議録等)

第21条 議長は、本会議の議事等の会議録を作成し、及び保管する。

2 委員会の議事等の記録は、委員長が作成し、議長が保管する。

3 第1項の会議録及び前項の記録は、写しの閲覧、インターネットの利用その他の方法により公開しなければならない。ただし、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

【堀越オブザーバーから】

- ・ タイトルを「ひらかれた議会運営」と変えてみた。

【検討】

- ・ 「議会」と「会議」の違いについては、「議会」については、組織の名称として捉えればよい。
- ・ 自治基本条例には、市民自治を進める上で、議会はこうあってほしいと書いてよいと思う。議会基本条例にも、市民自治を推進することを目指しているような記述が前文等に理念として記述されていることが読み取れるので、自治基本条例ではもっと強く打ち出すのがよい。
- ・ 市民自治の推進は大切であり、議会基本条例と重なってもしっかりと記述するのがよい。
- ・ 市民の議会を積極的に推進するため、議会基本条例に記載のあるような役割を「超えて」という表現に大いに賛成である。
- ・ これまでは、議会は行政の政策に対するチェック、監視の役割を主に持っていたが、今後は、議会も行政と対等に政策立案、立法が出来るようになってほしい。
- ・ 議会も議会基本条例をはじめ、自ら条例を提案している事例もある。地方自治体の議会には、国の立法までの機能はないが、制度としては条例で色々と決めてよい、となっている。しかし、国の方で色々と既に決めていることもあり、議会が対応出来ないのが実態としてあるのではないか。その原因は主に、廣瀬氏の指摘する執行権優位体制と円滑な行政運営を最優先する慣例にあるのではないかと思う。

- ・ (1) 議会の責務に、市民の関心を高めるとあるが、その方向はよいと思う。市民の関心が高まれば、行政も同じだが議会もより積極的に取り組むようになるし、それが関心をさらに高めることにつながる。
- ・ 関心は高まっても、議会と市民との接点がどこにあるのか、市民が議会にどう関わってくるのかそのシステムが見えない。議会は基本的に政党政治であり、その賛同者がそれぞれの接点、というイメージがある。
- ・ 身近に感じるか、というと、例えば国政選挙であれば、「消費税…」など生活に密着していると感じられるが、地方選挙ではそれが薄いように感じる。
- ・ 接点がつくられることと、身近に感じられるということは、同時並行で進むと思う。まずは意見交換や報告会などの機会をたくさんつくり、顔が見えるようになることが大事で、そして政策立案が多くなされるようになれば、接点が見えてくるのではないかな。
- ・ 議会、議員に立法能力が無いと言うのもどうかと思うが、しっかり勉強している議員もいる。行政職員も優秀だし、議員も苦悩しているのではないかな。
- ・ 議会が、政策立案で行政と対等になるには、国や行政からの情報がしっかり取れるということもあるが、独自の情報収集機能を持つことも大切で、しっかりと地域で顔を合わせて声を聞いてそれを行政に問うくらいにならないといけない。
- ・ そもそも行政が情報を独占している状況がよくないのでは。国会議員には政策秘書や国会図書館の調査官がいるが、市議会議員に政策立案を期待するなら、市議会議員にも同じような制度が必要なのでないかな。その費用を負担する覚悟が市民に生まれてくるのかな。
- ・ 最初にお金をかけてシンクタンクをつくれればいいというものではないと思う。
- ・ 議員から「議員としての専門性とは何か」について聴いてみたい。
- ・ 専門性で言えば、議会は合議制の機関であり、それぞれが得意分野をもつべきではないかな。
- ・ 行政にも言えるが、議会は「市民の意見を政策に反映させる」のみでよいのか、疑問である。例えば税金を安くすると言えば多くの市民は賛成するかもしれない。しかし、市政として果たして適切なのかな。
- ・ 市民意見の中にも、市民の声が間違っていたら議会は正すべき、というものがあつたと思う。
- ・ 議会基本条例第2条「議会は、市民の意見と調整を図り、…」とあるが、根拠を持って説明されれば、市民は、決して理解がない訳ではない。むしろ、市民は、孤立した中で、また限られた情報しかない中で、見えなくなることがある。市民もいろいろと活動を行い、様々な交流を進めていく中で、議会も行政もお互いに成長していくのが望ましい。
- ・ 市民は弱い。待っていればいつか市民は動くのか、行政できっかけづくりをするのか、どうしたら芽が出るのか、そのようなことを自治基本条例の中に書ければよいと思う。
- ・ (2) 市議会議員の責務【考え方・解説】の「地元意識や選挙区、会派を超えて市民全体の利益を行動の指針とし、市政全体の観点からの確かな判断が望まれる。」の“選挙区、会派を超えて市民全体の利益”は大事な観点である。さらに、「事前に市民の意見を聴いて、」の文を挿入してみたい。

## (1) - 2 自治基本条例について 行政テーマ

### (1)市長の役割・責務

たたき台

#### 【キーワード】

- ・ 市長の権限、誇り、報告義務、市長との対話、相談、提案、市民の意見を踏まえた意思決定、市民による市長の評価

#### 【条例案骨子】

(市長の権限、責務)

- ・ 市長は、市民の代表としてその意思を積極的に取り入れ、権限を行使する。

#### 【考え方・解説】

- ・ 市長は直接選挙によって選ばれ、市民の信託に基づいて市政を運営する市の代表である。現在でも提案システム等が採用されており、また市長は選挙を通じて市民の評価を受けるが、長期的に市民自治を実働させるためには、個々の市長の思想信条にかかわらず、市民の意思の反映した意思決定がなされなければならない。

#### 【歌川委員から】

- ・ 【条例案骨子】「(1)市長の役割・責務」は川崎市自治基本条例の第13条、第14条等を参考とした。

#### 【検討】

- ・ 今日の議論は、11月22日市長との意見交換の内容に関連するものである。
- ・ 自治基本条例に定める市長の役割・責務は一般的なものでよいか。市民自治を進める上での役割・責務を強調して書いたほうがよいとも思う。
- ・ 議会テーマでの議論と同様に、市民自治、市民との関係に着目した文章にできないだろうか。
- ・ 市民、議会、行政の3つの役割や関係を切り離さないで考えたい。皆が市民であり、役割を議会や市長は市民から託された者である。「市長の役割は云々」というより、「自治という観点で、市長の役割は、」という書き方のほうが、説得力があるかもしれない。
- ・ 市長は、いわば民間の社長であり、経営戦略を立てて実行することがその役割と考える。
- ・ 民間会社の社長と異なり、絶大な権限がある。だからこそ、自治とか、市民との関係の中で考える必要があるのではないか。
- ・ 自治という中で、市長をどのように位置付けるかがポイントか。
- ・ ポイントとしては、権限を行使する意味での公正な市政運営、市民の意見を聞いて反映すること、そしてトップとして明確な経営戦略を立てることではないか。
- ・ 単に市民の意見を聞くだけでなく、リーダーシップを発揮し、トップとして自分の考えを持って決断することは大切である。【考え方・解説】に「思想信条」とあるが、「政治信条」はあってもよい。
- ・ 「思想信条」の記述は疑問に思うが、市長は選挙で市民の意を受けているので、市民を意識すべき。まずは市民の意見を聞いてほしいというのが、実感である。
- ・ 市長がマニフェストに自治基本条例を掲げた理由について、少子・高齢化とか積極的な理由ではないような気がする。環境がそうさせたというか、意見交換で聴いてみたい。

## (2)市職員の役割・責務(人づくり)

たたき台

### 【キーワード】

- ・ 優秀な職員、職員の意識改革と育成、市民による職員評価

### 【条例案骨子】

(市職員の位置づけ)

- ・ 職員は、幅広い知識と教養、経験を有する、市民自治に欠かせない存在である。

(市職員の役割)

- ・ 職員は市・区・コミュニティに対する横断的なコーディネート能力の向上を念頭に職務に当たる。

### 【考え方・解説】

- ・ 職員は、不安定な社会情勢下における地位の安定性から感覚的な社会的批判に晒されることもあるが、市民自治という観点からみれば、市民に対して全体的な視野から情報提供や助言を行う貴重な存在である。
- ・ 一方で、現行の縦割りのかつ流動的な組織・人事体制及びそれに準ずる意識の下では、市職員の能力・経験が十分発揮されるとは考えづらい。ここでは、とりわけ職員の意識改革という観点から、短期的な部署間の移動、という意味における「ジェネラリスト」としてではなく、市民自治に関して市・区・コミュニティの人的、社会的資源を柔軟に活用する「コーディネーター」としての役割を期待する。

### 【歌川委員から】

- ・ 【考え方・解説】では、職員に対して“意識を変えるべき”と言うことは簡単だが、個人の資質か、組織の問題なのかが明確でないので、前向きに期待を込めて「市民自治という観点からみれば、...貴重な存在である。」とした。
- ・ また、市民団体と住民との間を十分に把握してほしいという思いから、「コーディネーター」としての役割もあるとした。
- ・ ヒアリング先候補は、市長、教育長、人事課、新しい公共ワーキングメンバーとした。

### 【検討】

自治を育てる職員

- ・ 市長テーマでの議論と同様に、市民自治を進めるために市職員はどうすべきか、という観点で、位置づけと役割の両方を記述すべきと思う。
- ・ 市民自治を理解して、市民をサポートする市職員になってほしい。大切なことは、市の政策にない事案について、困っている市民が相談したときに、職員がどのように対応するかである。“あなたの要望に合う制度はありませんよ”となると、市民と行政との対立の構図になってしまう。要望をしっかりと受けとめて、一緒に考える等の職員が望まれる。
- ・ そういう職員もいればそうでない職員もいる。仕組みの問題なのか、資質の問題なのか。
- ・ 両面からの追求が大事だが、行政としては、市民から相談を受けると他の部署とも相談しながら対応している。しかし、100%応えることは困難である。
- ・ 100%を求めているのではなく、市職員は、意識して、“市民が自治について進められる”、“市民が自らまちづくりについて考えられるように”という観点で関わることができるよう



になってほしい。市民は顧客であるという考えもあるが、それでは一時的に満足度はあがっても、表現は悪いかもしれないが、中長期的に考えると市民を増長させるという懸念もある。大事なことは自治を育ていけるような市民を、職員と一緒に成長していくような関係をどうつくっていくかである。そういう専門家になってほしい。

- ・ 例えば高齢者の問題（見守り）にしても、地域の人も困っているのは知っているがどうしてよいか分からない状況にあって、声をかければ意外に集まってくるものである。そのような仕組みを応援する、そういったことが自治を育てることになることを職員は意識してほしい。
- ・ 市民団体では、「市民参加」ではなく「行政参加」という言葉を使うが、行政が現場に行って、活動の実態を見てほしい。そうでなければ実態をつかめない。
- ・ 仕組みの問題もあるが、職員にも権限を持っている者と持っていない者がいる。求められているのは住民の視点に立った職員である。そういう意識改革をして、窓口で様々な住民の意見を聞いて、何が重要で、どう政策に反映するかを考えられる職員が多くなれば、結果としてまちを変えていくことが可能になる。

#### 市長との関係で見た職員の役割・責務

- ・ 市長の経営戦略の具体化を担い、政策に対するアイデア、戦術をもって取り組むのが市職員の役割と思う。
- ・ 市民と職員との関係は、本来的にどのようなものか。市民の意思の（市長を通しての）執行機関と考えればよいか。何を基準に職員は働いているのか、法律とか要綱とか。
- ・ 職員は言わば市長のパーツであり、市長の役割の中に職員の役割も含まれると考えるべきではないか。望ましい職員を育てるのは市長の役割ではないか。
- ・ 現実には意見を言ってくる市民の割合はかなり低いはずで、サイレントマジョリティを政策にどう反映するかも大切である。市職員はそういった住民の声、情報を市長に汲み上げていく役割が重要ではないか。
- ・ 広聴の関係では、市民からの提案やタウンミーティング等で寄せられた意見等を上手く集約できないか、というのが検討課題になっているようである。職員としても、市民一人ひとりから身近な問題、賛成・反対が分かれるような様々な個別具体の意見をどう捉えて、集約し、政策にもっていくべきか、難しいところである。

#### コーディネート能力

- ・ 職員の役割といったときに、全体の奉仕者というのが大前提である。求められる役割・能力については、時代の流れの中で、執行機関として、法令に基づき適切に業務を遂行する能力、次に、政策立案能力や市民に説明する能力、さらに最近では地域におけるコーディネート能力と、求められているものが変化してきたように思う。しかし、当たり前かもしれないが、行政は公権力を持っており、適切に業務を遂行する能力は大切である。コーディネート能力だけが記述されるのはどうか。
- ・ 行政としてコーディネート能力を高めるといふことなら理解できるが、職員個々のコーディネート能力を高めるといふ考えには、疑問がある。行政としてのコーディネート能力を高めるために職員はそのための能力を向上しなければならぬ、というのが妥当と考える。

- ・ 単に意識を変えると書くのではなく、具体的な能力は書きたい。
- ・ 法律や職務上の命令があって、市民の考えとずれているときに職員はどうしたらよいのか、職員としても本当にそれでよいのかと考えながら仕事をしている場合も多いのではないか。
- ・ そういうときに民間に振るとか、一緒にやるとか、コーディネートする能力を持ってほしい。
- ・ 市の領域で対応できないのであれば、ネットワークを活用するなど、行政も参画を求めることができるところは求め、託せるところは託していくことも必要。それを表現できれば、さいたま市らしさにつながるのではないか。

#### その他

- ・ 市民から選ばれた市長がいて、それを具体的に執行する行政という仕組みの中で、市民と行政との協働ということが、いま一つ理解できないところがある。
- ・ 協働とは、市民も行政も一緒に考える、企画するところから始まるものを協働という。他の自治体では、地域の課題を把握したり、地域の人とつながるため、公民館等に市民に身近な地域担当職員がいるところもある。
- ・ 区役所には「暮らし応援室」という部署があって、市民からの様々な相談を受けて、最後まで対応を見届けることになっている。
- ・ 市民自治を育てる職員というのはすぐには難しいので、そのような組織も大切である。
- ・ 【条例案骨子】の「市民自治に欠かせない存在」はやや感性的な表記になっており、例えば、“市民自治を果たすためにはこうした役割を果たさなければならない”、といった、機能的な表現に変えるのがよい。
- ・ 【考え方・解説】にある「市民自治に関して市・区・コミュニティの人的、社会的資源を柔軟に活用するコーディネーターとしての役割」は、【条例案骨子】で記述してはどうか。
- ・ 【キーワード】に「市民による職員評価」とあるが、人事評価は重大なことであり、市民が継続的に行政に関ることが出来ているならば可能だが、現実はそのような仕組みになっていないのだから、「市民による職員評価」について簡単に考えるのは疑問である。
- ・ 職員の役割・責務については、行政組織、職員のどちらのテーマで捉えるべきか難しく、行政運営の基本原則で検討してもよい。

### (3) 行政運営の基本原則

たたき台

#### 【キーワード】

- ・ 縦割り行政の弊害、ワンストップサービス、市民との対等な関係

#### 【条例案骨子】

(行政運営の基本原則)

- ・ 市は、政令指定都市として、明確なコンセプトを提示し、計画的な行政運営を行う。
- ・ 行政運営に際して、以下を基本とする。
- ・ 市民に関する情報の適切な発信、管理、共有を図ること。
- ・ 市民の意思を市政に反映することに努める。
- ・ 協働の核となる人材の育成や発掘に努め、積極的な協働を図ること。
- ・ 市の組織は、社会状況の変化等に柔軟に適応し、場合によっては改編され得る。

#### 【考え方・解説】

- ・ さいたま市はこれまで、主にベッドタウンとしての発達を遂げてきたが、地方分権の時代にあっては、より積極的なまちづくりのコンセプトを提示しなければならない。
- ・ 現在、さいたま市では多くの地縁・志縁団体が活動しており、提案もなされているが、市民の提案が政策に結実するまでには至りにくい。
- ・ 「人づくり」の観点から自治会、NPO・ボランティアなど、協働の核となる人材を十分に活用する。
- ・ 現在、市の組織が専門分化されていることによって、類似の事業が展開されていたり、またそれ自体が部署同士で認識されていないような状況が見受けられる。

#### 【歌川委員から】

- ・ 【条例案骨子】(行政運営の基本原則)として、上記の四つを基本としたが、今後、更に検討し、統合整理する必要がある。
- ・ 【考え方・解説】「またそれ自体が部署同士で認識されていないような状況が見受けられる。」の記述は、市民部会で出された意見の中で、職員が市民の意見を通して市の他の部署の考え等を知ろうとするといった事例が紹介され、その声を反映したものである。
- ・ ヒアリング先候補は、企画調整課、コミュニティ課、行政透明推進課とした。

#### 【検討】

- ・ 行政運営の基本原則についても、市民自治を進める上で、という観点から考えるべき。
- ・ 【考え方・解説】「市の組織が専門分化されていることによって、・ ・ ・ それ自体が部署同士で認識されていないような状況が見受けられる。」とあるが、このことは組織の問題か、組織の権限の問題なのか判断が難しい。組織を改変すれば解決するということでもない。大切なのは組織間で情報を共有して、連絡をとり合うことか。
- ・ 行政運営の基本原則については、組織だけの話ではなく、政策等も含め全体の行政として、社会経済情勢の変化等に柔軟に適応するというではないか。
- ・ 行政は、総合性と組織の専門性という、相反する二つを負っている。これらをどう統合して当たるかが求められているが、難しい課題でもある。
- ・ 計画的な行政運営、透明性の高い行政運営、市民参画・協働による行政運営、柔軟な行政運営の4つに端的にまとめられるのでは。
- ・ 行政運営の基本原則とあるが、ここでの行政運営の主語となるのは何か。市長だけなのか、書いたほうがよい。その下で行政評価などの仕組みがある。
- ・ 主語は誰かと考えると、行政運営の基本原則は市長のところの検討テーマではないか。
- ・ 市長の補助機関も考えれば、主語は「市」でいいのでは。
- ・ 執行機関としては教育委員会もある。主語の範囲は、行政委員会も含めて広く捉えるのがよい。市民部会とも統一した考え方を整理する必要がある。
- ・ 「協働の核となる人材の育成や発掘…」でいう「人材」とは職員なのかよく分からない。
- ・ 「地縁団体」「志縁団体」とあるが、市民活動及び協働の推進条例に合わせる形で「市民活動団体」を前に出す記述にした方がよいと思う。

## ヒアリング先候補について

- ・ (2) 職員の役割・責務に関する議論を踏まえると、人事課よりも人材育成課が候補として妥当かもしれない。
- ・ コミュニティに関する公民館、社会教育などの観点から、教育長にヒアリングをすることも考えられる。
- ・ 義務教育で、自分のまちについてどのようなことを行っているか知りたい。まちづくりのポイントに教育があり、教育長にヒアリングしたい。
- ・ 事務局としては、どのようなことを聴きたいのか、もう少し整理が必要と考える。

## (2) 市長との意見交換の方法等について

### 【事務局から資料の説明】

- ・ 主な質問は、皆さんから以前のアンケートで出てきたヒアリング先と質問項目をもとに、正副部会長と相談して整理したものである。
- ・ 進め方は、検討委員会自体が市長に委嘱されているので、検討委員会主体でよいと考えている。
- ・ 市民部会との合同開催であり、進行については市民部会の部会長とも調整することとする。

### 【特に聴きたいこと】

- ・ 自治基本条例と議会基本条例との関係をどのように捉えているかを聴きたい。
- ・ 市民自治を進めるために拠点が必要。集って話さないと自治は進まない。その拠点についてどのように考えているかを聴きたい。さいたま市ではコミュニティ関連施設の検討の中で、自治を進めるためにコミュニティセンターや公民館などの「場」の議論が展開されたが、そうした経緯も含めて意見交換したい。
- ・ 最初は大きいところで回答をもらい、その上で詳細を聴くのがよいと思う。

### ・ 傍聴者からの意見

- ・ 以前、議会基本条例ができるときのオープン議会に参加したが、発言や質問が時間で打ち切られた。市民への報道も不十分で趣旨も伝わってなく、市にとって重要な条例でありながら、拙速だと思った。
- ・ 最高規範となる条例であれば、もっと時間をかけて議論し、可能であれば住民投票など特別な手続をとってもよいと思う。
- ・ 自治基本条例検討委員会については、もっと傍聴に来てもらえるよう、PRが必要である。

閉会 次回 平成22年11月9日(火)